

会津若松市新斎場整備運営事業

実施方針

令和 8 年 4 月 6 日

福島県会津若松市

目次

第1	事業内容に関する事項	1
1	事業の内容に関する事項	1
第2	事業者の募集及び選定に関する事項	4
1	事業者選定に関する基本的事項	4
2	事業者の募集及び選定の手順	5
3	応募者の備えるべき参加資格要件	8
4	審査及び選定に関する事項	13
5	提案書類の取扱い	14
第3	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	15
1	責任分担に関する基本的な考え方	15
2	予想されるリスクと責任分担	15
3	市による事業の実施状況の監視(モニタリング)	15
第4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	16
1	敷地条件	16
2	整備対象施設の概要	16
3	都市計画決定	16
第5	契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	17
1	基本的な考え方	17
2	管轄裁判所の指定	17
第6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	18
1	事業の継続が困難となった場合の基本的な考え方	18
2	事業の継続が困難となった場合における措置	18
第7	法制上及び税制上の措置に関する事項	19
1	法制上及び税制上の措置	19
2	財政上及び金融上の支援	19
3	その他の支援に関する事項	19
第8	その他事業の実施に関し必要な事項	20
1	議会の議決	20
2	指定管理者の指定	20
3	応募に伴う費用	20
4	本事業において使用する言語	20
5	情報公開及び情報提供	20
6	本事業に関する問い合わせ先	20

会津若松市(以下「市」という。)は、会津若松市新斎場整備運営事業(以下「本事業」という。)を、民間の技術的能力の活用により、効率的かつ効果的な事業推進を図るため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。)に準ずる事業として実施することを予定している。

本事業に関し、PFI 法に準じて事業を実施する民間事業者(以下「事業者」という。)の選定を行うにあたり、実施方針を定めたので、公表する。

別紙等

別紙 1	事業スキーム図
別紙 2	実施方針等に係る説明会及び現地見学会実施要領
別紙 3	意見交換会実施要領
別紙 4	リスク分担表
様式第 1 号	実施方針等に係る説明会及び現地見学会参加申込書
様式第 2 号	意見交換会参加申込書
様式第 3 号	意見交換会における議題
様式第 4 号	実施方針等に関する質問書
様式第 5 号	実施方針等に関する意見書

用語の定義

用語	定義
市	会津若松市をいう。
本事業	会津若松市新斎場整備運営事業をいう。
基本計画	会津若松市新斎場整備基本計画をいう。
本施設	本事業において新たに整備する建物、設備、火葬炉、什器備品及び駐車場を含む、維持管理区域内の建築物及び外構などの全てをいう。
新斎場	本事業において新たに整備する建物、設備、火葬炉、什器備品をいう。
現斎場	現在運営している「会津若松市斎場」をいう。
公共施設	国・地方公共団体等の発注により整備された施設。
PFI 法	平成 11 年7月に制定された、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律をいう。
DBO 方式	Design Build Operate の略。公共施設等の設計 (Design)、建設 (Build)、運営 (Operate)を一括して委ねる方式をいう。
実施方針等	実施方針の公表の際に市が公表する書類一式。具体的には、実施方針及び要求水準書(案)をいう。
募集要項等	公募の際に市が公表する書類一式。具体的には、募集要項及び付属資料(要求水準書、基本協定書(案)、契約書(案)、優先交渉権者決定基準、様式集等)をいう。
応募者	本事業の応募手続きに参加する複数企業で構成される者をいう。
優先交渉権者	事業契約の締結を予定する者として市が決定した者をいう。
事業者	本事業の実施に際して市と基本契約を締結し、本事業を実施する者をいう。
構成企業	応募者もしくは事業者を構成する企業をいう。
DBO 代表企業	構成企業を代表する企業をいう。施設整備者代表企業もしくは維持管理・運営代表企業が代表企業になるものとし、本事業の応募及び実施において、とりまとめを担う者をいう。

用語	定義
設計企業	構成企業のうち火葬炉を除く本施設の設計業務を行う企業をいう。
建設企業	構成企業のうち火葬炉を除く本施設の建設業務を行う企業をいう。
火葬炉企業	構成企業のうち火葬炉の設計、製造、納入、設置、維持管理を行う企業をいう。
解体企業	構成企業のうち現斎場の解体及び撤去を行う企業をいう。
維持管理企業	構成企業のうち火葬炉を除く本施設に係る維持管理業務を行う企業をいう。
火葬炉運転企業	構成企業のうち火葬炉の運転業務及び火葬業務を行う企業をいう。
運営企業	構成企業のうち火葬炉を除く本施設に係る運営業務を行う企業をいう。
施設整備グループ	構成企業のうち設計企業、建設企業、火葬炉企業、解体企業で構成される施設整備業務を行うグループをいう。
施設整備代表企業	施設整備グループを構成する企業のうち、代表する企業をいう。
維持管理・運営グループ	構成企業のうち火葬炉企業、維持管理企業、火葬炉運転企業、運営企業で構成される稼働準備業務及び維持管理・運営業務を行うグループをいう。
維持管理・運営代表企業	維持管理・運営グループを構成する企業のうち、代表する企業をいう。
SPC	本施設の維持管理、火葬炉運転、運営の実施のみを目的として設立される株式会社をいう。
構成員	SPC設立時のSPCと直接契約関係があり、SPCに対して出資を行う企業をいう。なお、施設整備グループにおいて、SPCと直接契約関係のない構成企業のうち、SPCに対して出資を行う企業をいう。
施設整備JV	市と設計・建設工事請負契約を締結する設計企業、建設企業及び火葬炉企業、解体企業による共同企業体(JV:Joint Venture)をいう。
稼働準備業務受託者	市と稼働準備業務委託契約を締結する火葬炉企業、維持管理企業、火葬炉運転企業及び運営企業による共同企業体をいう。
運営事業者	市と指定管理者基本協定を締結する者をいう。 SPCを設立する場合はSPC、SPCを設立しない場合は火葬炉企業、維持管理企業、火葬炉運転企業及び運営企業による共同企業体(運営JV)が運営事業者となる。
事業契約	基本契約、設計・建設工事請負契約、稼働準備業務委託契約及び指定管理者基本協定の総称をいう。
基本契約	本事業を一括で発注するために、市と事業者が締結する契約をいう。
設計・建設工事請負契約	本事業の設計及び建設の実施のために、基本契約に基づき、市と施設整備JVが締結する契約をいう。
稼働準備業務委託契約	本事業の稼働準備の実施のために、基本契約に基づき、市と稼働準備業務受託者が締結する契約をいう。
指定管理者基本協定	本事業の維持管理・運営業務の実施のための基本的事項等について、市と指定管理者が締結する協定をいう。

第1 事業内容に関する事項

1 事業の内容に関する事項

(1) 事業名称

会津若松市新斎場整備運営事業

(2) 公共施設等の管理者等の名称

会津若松市長 室井 照平

(3) 本事業の目的

現斎場は、平成元年の供用開始以降、定期的な点検や計画的な改修を実施してきたが、供用開始から約 37 年が経過し、火葬炉をはじめとする設備や付属施設の老朽化が進行している。また、本市の死亡者数は、高齢化の進展に伴い増加傾向にあり、火葬需要は今後高い推移を維持していく見通しである。

平成 29 年 6 月に策定した「会津若松市斎場火葬炉設備長寿命化方針」では、長寿命化対策の実施を前提に、現火葬炉の長寿命化可能期間を試算し、その更新時には新たな施設整備の必要性があることを示した。また、これを踏まえ、令和6年3月には「会津若松市新斎場整備基本方針」を策定し、新斎場の整備に向けて基本的な考え方をまとめた。さらに令和7年5月には「会津若松市新斎場整備基本計画」を策定し、新斎場を整備するうえでの基本的な条件や事業化に向けた基本的な要件を示したところである。

本事業では、今後想定される火葬需要のピーク時に、安定した運営が実現できるよう、会津若松市新斎場を整備することを目的とする。本事業については、市はPFI法に準じて実施することを検討しており、本施設の設計、建設及び維持管理、運営業務等を一体的に実施することで、民間の創意工夫を促し、効率的かつ効果的な事業実施による質の高いサービスの提供や市の財政負担の軽減を図っていくものである。

(4) 事業方式

本事業は PFI 法に準じて実施するものとし、事業者が本施設を設計、建設した後、事業期間終了までの間、本施設の維持管理・運営を実施する DBO 方式(SPC設立任意)とする。

(5) 契約形態

- 市は、事業者と相互に協力し本事業を円滑に実施するために、事業者と基本契約を締結する。なお、この基本契約は設計・建設工事請負契約に関する市議会定例会の議決を経て本契約となる。
- 市は、基本契約に基づいて、本事業の設計企業、建設企業、火葬炉企業、解体企業による共同企業体等(以下「施設整備JV」という。)と本事業に係る設計・建設工事請負契約を締結する。
- 市は、基本契約に基づいて、本事業の稼働準備業務を行う者(以下、「稼働準備業務受託者」という。)と本事業に係る稼働準備業務委託契約を締結する。
- 市は、基本契約に基づいて、本事業の火葬炉企業、維持管理企業、火葬炉運転企業、運営企業による共同企業体等(以下「運営事業者」という。)と本事業に係る指定管理者基本協定を締結する。

- 基本契約、設計・建設工事請負契約、稼働準備業務委託契約、指定管理者基本協定の各々についての締結主体を「別紙1 事業スキーム図」に示す。

(6) 業務範囲

本事業における事業者の業務は次のとおりとする。なお、業務内容の詳細については要求水準書(案)を参照すること。

ア 施設整備業務

- 供用開始までの統括管理業務
- 各種調査業務
- 設計業務
- 建設業務
- 解体撤去業務
- 予約システム・運営支援システム整備業務

イ 稼働準備業務

- 稼働準備業務

ウ 維持管理業務

- 建物保守管理業務
- 建築設備保守管理業務
- 火葬炉保守管理業務
- 什器・備品保守管理業務
- 外構・植栽保守管理業務
- 修繕・更新業務
- 環境衛生管理業務
- 清掃業務
- 警備業務
- 除排雪業務
- 残骨灰・集じん灰の管理及び処理業務
- その他維持管理関連業務
- 事業期間終了時の引継業務(維持管理)

エ 運營業務

- 供用開始後の統括管理業務
- 予約受付業務
- 利用者受付業務
- 告別・炉前・収骨等業務

- 火葬炉運転業務
- 待合関連業務
- 販売業務
- その他運営関連業務
- 事業期間終了時の引継業務(運営)

(7) 事業期間

本事業における事業期間は、基本契約締結日の翌日から令和 27 年 3 月末日とする。事業スケジュールは次のとおりとする。

- | | |
|-------------|-------------------------------------------|
| • 施設整備期間 | 設計・建設工事請負契約締結日の翌日から令和 13 年 3 月末日まで |
| • 新斎場引渡し日 | 令和 12 年 2 月中 |
| • 稼働準備期間 | 稼働準備業務委託契約締結日の翌日から新斎場供用開始日の前日 |
| • 新斎場供用開始日 | 令和 12 年 4 月 1 日 |
| • 維持管理・運営期間 | 令和 12 年 4 月 1 日から令和 27 年 3 月末日まで(約 15 年間) |

※ 現斎場は、別途市にて新斎場供用開始日の前日まで稼働し、新斎場供用開始後、本事業において解体する。

※ 施設整備期間は、新斎場供用開始後の現斎場の解体撤去工事及び外構工事期間を含む。

(8) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は次のとおりとする。なお、詳細は募集要項等に示す。

ア 施設整備業務に係る対価

市は、施設整備 JV が実施する施設整備業務の対価として、施設整備費を施設整備 JV に支払う。

イ 稼働準備業務に係る対価

市は、稼働準備業務受託者が実施する稼働準備業務の対価として、稼働準備費を稼働準備業務受託者に支払う。

ウ 維持管理業務及び運営業務に係る対価

市は、運営事業者が実施する維持管理業務及び運営業務の対価として、維持管理及び運営期間にわたって指定管理者基本協定に定める指定管理料を運営事業者を支払う。

(9) 事業の実施に必要と想定される根拠法令等

本事業の実施にあたり、事業者は関連する法令、条例、規則及び要項等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても、本事業の要求水準を照らし合わせて適宜参考とすること。

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者選定に関する基本的事項

(1) 基本的な考え方

本事業は、設計・建設段階から維持管理・運営段階の各業務を通じて、事業者の効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定する必要がある。したがって、事業者の選定は、市の負担額に加え、提案されるサービス内容をはじめ、設計、建設、維持管理、運営等に係る能力、地域経済への貢献等を総合的に評価することとする。

(2) 選定の方法

本事業における事業者の募集及び選定については、競争性及び透明性の確保に配慮したうえで、公募型プロポーザルにより行うものとする。

(3) 審査の方法

審査は、参加資格審査と提案審査の二段階に分けて実施する。

なお、提案の評価基準、提案書の提出方法、提出時期及び提出書類の詳細については、募集公告等において明らかにする。

ア 参加資格審査

応募者が提出する参加表明書及び他に市が提出を求める資格審査に必要な書類により、募集要項等に示す資格要件を満たしているかどうか審査を行う。

イ 提案審査

資格審査通過者から提出される提案書類について、募集要項等に示す評価基準に従い、審査を行う。

(4) 委員会の設置

市は、優先交渉権者選定にあたり、学識経験者等で構成される「会津若松市新斎場整備運営事業事業者選考委員会」(以下「選考委員会」という。)を設置する。

なお、委員会の委員名等については、事業者選定後の資料にて公表する予定であるが、審査の公平性を確保し、適切な事業者の選定を図るため、選考委員に対する接触を試みた者については、参加資格を失うものとする。

2 事業者の募集及び選定の手順

(1) 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定は、次のスケジュールにより行う予定である。

内容	日程(予定)
実施方針等の公表	令和8年4月6日(月)
実施方針等に係る説明会及び現地見学会の参加申込	令和8年4月6日(月)~4月17日(金)
実施方針等に係る説明会及び現地見学会の開催	令和8年4月22日(水)
意見交換会の議題受付	令和8年5月11日(月)
意見交換会の開催	令和8年5月20日(水)・5月21日(木)・ 5月22日(金)
実施方針等に関する質問及び意見の受付	令和8年4月6日(月)~5月28日(木)
実施方針等に関する質問及び意見への回答の公表	令和8年6月下旬
募集要項等の公表	令和8年8月
募集要項等に関する質問(第1回)の受付締切	令和8年9月
募集要項等に関する質問(第1回)への回答の公表	令和8年10月
参加表明書及び参加資格審査書類の受付	令和8年10月
参加資格審査結果の通知	令和8年10月
個別対話の議題の受付締切	令和8年10月
個別対話の実施	令和8年11月
募集要項等に関する質問(第2回)の受付締切	令和8年11月
個別対話の結果公表	令和8年12月
募集要項等に関する質問(第2回)への回答の公表	令和8年12月
提案書類の受付	令和9年1月
提案書に関するヒアリング(予定)	令和9年2月
優先交渉権者の決定及び公表	令和9年2月
基本契約の締結	令和9年3月
稼働準備業務委託契約の本契約、設計・建設工事請負契約の仮契約締結	令和9年5月上旬
設計・建設工事請負契約に係る議会議決(本契約締結)	令和9年6月下旬
指定管理業務に関する仮協定の締結	令和11年7月以降
指定管理者指定の議決	令和11年12月以降

(2) 募集及び選定手続き等

ア 実施方針等に係る説明会及び現地見学会の開催

下表のとおり実施方針等に係る説明会及び現地見学会を開催する。なお、集合場所等の詳細については申込者に対して別途案内を行う。

a. 実施方針等に係る説明会

項目	内容
日時	令和8年 4月22日(水) 午後1時30分～午後2時30分
参加申込期限	実施方針公表日から令和8年4月17日(金) 午後5時まで(必着)
申込方法	「様式第1号 実施方針等に係る説明会及び現地見学会参加申込書」に必要事項を記入の上、本実施方針「第8 6本事業に関する問い合わせ先」に記載の担当アドレスまで電子メールで提出すること。なお、提出後は電話で受信の確認をすること。
開催場所	會津稽古堂 研修室2・3
備考	参加人数は各企業3名までとする。 その他詳細は「別紙 2 実施方針等に係る説明会及び現地見学会実施要領」を確認すること。

b. 現地見学会

項目	内容
日時	令和8年 4月22日(水) 午後3時～午後4時
参加申込期限	実施方針公表日から令和8年4月17日(金) 午後5時まで(必着)
申込方法	「様式第1号 実施方針等に係る説明会及び現地見学会参加申込書」に必要事項を記入の上、本実施方針「第8 6本事業に関する問い合わせ先」に記載の担当アドレスまで電子メールで提出すること。なお、提出後は電話で受信の確認をすること。
開催場所	会津若松市斎場
備考	参加人数は各企業3名までとする。 その他詳細は「別紙 2 実施方針等に係る説明会及び現地見学会実施要領」を確認すること。

イ 意見交換会の開催

下表のとおり意見交換会を開催する。意見交換会は、市の意図と応募希望者の解釈との間に齟齬が生じないようにすることを目的に実施するものであり、意見交換会では、事業の内容、募集及び選定に関する事項等について対話を行う。

なお、対話の結果については、当該対話参加者の提案、ノウハウ等に関わり、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除いて市ウェブサイトにて公表する。

項目	内容
日時	令和 8 年 5 月 20 日(水)・5 月 21 日(木)・5 月 22 日(金) 午前 10 時から午後 5 時までの間で、市が指定した時間
参加申込・ 議題の受付期限	実施方針公表日から令和 8 年 5 月 11 日(月) 午後 5 時まで(必着)
申込方法	「様式第 2 号 意見交換会参加申込書」及び「様式第 3 号 意見交換会における議題」に必要事項を記入の上、本実施方針「第 8 6 本事業に関する問い合わせ先」に記載の担当アドレスまで電子メールで提出すること。なお、提出後は電話で受信の確認をすること。
開催場所	会津若松市役所 本庁舎 6-1 会議室
備考	参加人数は各企業 3 名までとし、企業別に個別に開催する。 その他詳細は「別紙 3 意見交換会実施要領」を確認すること。

ウ 実施方針等に関する質問及び意見の受付、回答の公表

(ア) 受付期間

実施方針公表日から令和 8 年 5 月 28 日(木)午後 5 時まで(必着)

(イ) 提出方法

「様式第 4 号 実施方針等に関する質問書」及び「様式第 5 号 実施方針等に関する意見書」に必要事項を記入の上、本実施方針「第 8 6 本事業に関する問い合わせ先」に記載の担当アドレスまで電子メールで提出すること。なお、提出後は電話で受信の確認をすること。

(ウ) 回答の公表

質問及び意見に対する回答は市ウェブサイトにおいて令和 8 年 6 月下旬に一括して公表する。ただし提出者の提案、ノウハウ等に関わり、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものについては公表しない場合がある。

(エ) 実施方針等の変更

市は、質問及び意見の内容を考慮して、実施方針等の内容を変更する場合がある。変更を行った場合は、市ウェブサイトにて公表する。

エ 募集要項等の公表

実施方針等に関する質問及び意見並びにその回答を踏まえ、募集要項、要求水準書、優先交渉権者決定基準、基本契約書(案)、設計・建設工事請負契約書(案)、稼働準備業務委託契約書(案)、指定管理者基本協定書(案)を市ウェブサイトにて公表する。

オ 募集要項等に関する質問の受付、公表

募集要項等に記載した内容に関する質問を受け付け、回答を市ウェブサイトにて公表する。質問の受付及び回答の公表は2回程度行うことを予定している。なお、質問の提出方法等の詳細は募集要項等に示す。

カ 参加表明書及び参加資格審査書類の受付、資格確認結果の通知

参加表明書及び参加資格審査書類を受け付け、資格審査を行う。審査の結果は、応募者に通知する。なお、提出方法等の詳細は募集要項等に示す。

キ 個別対話の実施

市は、本事業の趣旨に対する応募者の理解を深め、市の意図と応募者の提案内容との間に齟齬が生じないようにすることを目的として、応募者と市の間で、対面方式による対話の場を設けることを予定している。具体的な実施方法等は募集要項等に示す。

ク 提案書の受付

資格審査通過者に対し、提案書の提出を求める。提出方法の詳細は募集要項等に示す。

ケ 基本契約等の締結

市と事業者は、事業実施の詳細条件を協議、調整し、基本契約を締結する。

3 応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 応募者の構成等

ア 応募者の構成

応募者は、設計企業、建設企業、火葬炉企業、解体企業、維持管理企業、火葬炉運転企業、運営企業を含む複数企業で構成し、施設整備業務を行うグループ並びに稼働準備業務及び維持管理・運営業務を行うグループとしてグループ分けを行う。各グループで施設整備代表企業及び維持管理・運営代表企業を定めるものとする。

(ア) 施設整備グループ

- 設計企業
- 建設企業
- 火葬炉企業
- 解体企業

(イ) 維持管理・運営グループ

- 火葬炉企業
- 維持管理企業
- 火葬炉運転企業
- 運営企業

イ DBO 代表企業の選定、構成企業等の明示

応募者は、施設整備代表企業もしくは維持管理・運営代表企業の中から「DBO 代表企業」を定めるとともに、参加表明書以降の手続きは DBO 代表企業が行うこと。また、参加表明時には応募者の構成企業を明らかにすること。

ウ 特別目的会社(SPC)の取扱いについて

本事業では、応募者の構成企業が出資する特別目的会社(SPC)の設立は必須としないが、SPC を設立する場合、維持管理・運営グループについては、全ての構成企業が SPC に出資を行うこと。施設整備グループの企業においては、SPC への出資は任意とする。また、SPC を設立する場合は、会津若松市内に本社を置くこと。

エ 複数業務の兼務について

応募者の構成企業が「第 1 1(6)業務範囲」に示す複数の業務を兼務しても構わない。

オ 重複参加について

応募者の構成企業並びにこれらの企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者は、他の応募者の構成企業となることはできない。

なお、「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう(以下同じ。)

カ 応募者の変更等について

参加表明書提出以降は、応募者の構成企業の変更及び追加は原則として認めないものとする。ただし、市がやむを得ないと認めた場合は、市の承認を条件として応募者の構成企業の変更・追加ができるものとする。

(2) 応募者の参加資格要件

応募者の構成企業は以下に規定する参加資格要件を満たすこと。

ア 共通の参加資格要件

- a. 建設企業を除く構成企業のうち、少なくとも 1 社は会津若松市内に本社または本店を置く企業であること。
- b. 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- c. 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。
- d. 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者ではないこと。
- e. 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)等、経営状態が著しく不健全であるものと認められないこと。

- f. 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 17 年法律第 87 号)第 64 条による改正前の商法(明治 32 年法律第 48 号)第 381 条第1項の規定による会社整理の開始の申立て又は同条第2項の規定による通告がなされている者ではないこと。
- g. 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産の申立てがなされている者ではないこと。
- h. 直近 2 年間の国税又は地方税を滞納していないこと。
- i. PFI法第9条の各号のいずれにも該当しない者であること。
- j. 「会津若松市入札参加停止等措置基準」による入札参加停止期間中でないこと。
- k. 会津若松市暴力団排除条例(平成 24 年 3 月 21 日会津若松市条例第 4 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団又はその構成員の統制下にある団体ではないこと。
- l. 会津若松市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団から委託を受けた団体ではないこと。
- m. 会津若松市暴力団排除条例第 2 条第 2 号及び第 3 号に規定する暴力団員及び暴力団員等ではないこと。
- n. 役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。)のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - 会津若松市暴力団排除条例第 2 条第 2 号及び第 3 号に規定する暴力団員及び暴力団員等
 - 市の議会の議員、市長若しくは副市長、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の5に規定する委員会の委員若しくは委員又は地方公営企業の管理者に該当する者
- o. 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がないこと。なお、本事業に係るアドバイザー業務に関与した者は、次のとおりである。
 - 株式会社ニュージェック
 - 弁護士法人御堂筋法律事務所
 - みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

イ 企業別の参加資格要件

構成企業は、前記「ア 共通の参加資格要件」に加えて、それぞれ以下の参加資格要件を満たすこと。

(ア) 設計企業

設計企業が 1 者の場合、以下 a, b, c の要件を全て満たすこと。複数で参加する場合は、少なくとも 1 社が a, b, c の要件を全て満たし、その他の者は a, b の要件を満たすこと。

- a. 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録がなされていること。
- b. 会津若松市の入札参加資格者名簿(建築設計)に登載されていること。
- c. 平成 28 年度から資格審査書類の提出日までの間に、延床面積 1,000 m²以上の公共施設の新築工事の基本設計又は実施設計業務を元請として受託し、かつ履行した実績を有していること。

(イ) 建設企業

建設企業が1者の場合、以下 a,b,c,d,e の要件を満たすこと。複数で参加する場合、少なくとも1社は a,b,c,d,e の要件を満たし、他の者は f,g,h の要件を満たすこと。また、建設企業のうち少なくとも1社は、会津若松市内に本社または本店を有する者とする。

- a. 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定により、建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けた者であること。
- b. 会津若松市の入札参加資格者名簿(建築一式工事)に登載されていること。
- c. 市外業者の場合においては、直近かつ有効な建築一式工事の経営事項審査結果の総合評定値が1,500点以上、市内又は準市内業者においては、建築一式工事の資格総合点数(経営事項審査結果の総合評定値+会津若松市の特別点数)が780点以上であること。
- d. 平成28年度から資格審査書類の提出日までの間に完成及び引渡しが完了した延床面積1,000㎡以上の公共施設の新築工事の実績(元請けに限る。)を有していること。なお、その施工実績が共同企業体の場合は、当該共同企業体の構成員の中で最大の出資比率を有するものであること。
- e. 募集要項等公表日時点において、a,b,c,d の要件を満たす建設業務にあたる者と3か月以上の雇用関係を有している建設業法第26条第2項の規定による監理技術者を専任で配置すること。
- f. 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定により、電気工事もしくは管工事に係る特定建設業の許可を受けた者であること。
- g. 会津若松市の入札参加資格者名簿(電気工事もしくは管工事)に登載されていること。
- h. 市内又は準市内業者においては、電気もしくは管の資格総合点数(経営事項審査結果の総合評定値+会津若松市の特別点数)が710点以上であること。

(ウ) 火葬炉企業

火葬炉企業は、以下 a,b,c,d の要件を全て満たすこと。

- a. 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定により、機械器具設置工事に係る特定建設業の許可を受けた者であること。
- b. 会津若松市の入札参加資格者名簿(機械器具設置工事)に登載されていること。
- c. 平成28年度から資格審査書類の提出日までの間に、一事業で同一施設に火葬炉を6基以上納入及び設置を元請として履行した実績を有すること。
- d. 平成28年度から資格審査書類の提出日までの間に、一事業で同一施設火葬炉6基以上の施設において、2年以上継続して火葬炉の維持管理を行った実績を有すること。

(エ) 解体企業

解体企業は、市内又は準市内業者の場合は以下 a,b の要件を全て満たすこととし、市外業者の場合は参加資格要件 a,c を満たすこと。

- a. 会津若松市の入札参加資格者名簿(解体工事)に登載されていること。
- b. 解体工事の資格総合点数(経営事項審査結果の総合評定値+会津若松市の特別点数)が350点以上であること。
- c. 直近かつ有効な建築一式工事の経営事項審査結果の総合評定値が1,500点以上であること。

(オ) 維持管理企業

維持管理企業が1者の場合、以下 a,b,c の要件を全て満たすこと。複数で参加する場合、少なくとも1者は a,b,c の要件を全て満たし、他の者は、a,b の要件を満たすこと。

- a. 維持管理業務の遂行において、担当する業務に必要となる資格(許可、登録、認定等)及び資格者を有すること。
- b. 会津若松市の入札参加資格者名簿(一般委託)に登載されていること。
- c. 平成 28 年度から資格審査書類の提出日までの間に、公共施設の 2 年以上の維持管理業務の実績(元請に限る)を有すること。なお、ここでいう維持管理業務とは要求水準書(案)に示す維持管理業務の種類のうち、複数の業務を同時に実施するなど総合的な維持管理業務をいう。

(カ) 火葬炉運転企業

火葬炉運転企業は、以下の要件を全て満たすこと。

- a. 平成 28 年度から資格審査書類の提出日までの間に、一事業で同一施設火葬炉 6 基以上の施設において、2 年以上継続して火葬炉の運転管理を行った実績を有すること。

(キ) 運営企業

運営企業が1者の場合、以下 a,b,c の要件を全て満たすこと。複数で参加する場合、少なくとも1者は a,b,c の要件を全て満たし、他の者は、a,b の要件を満たすこと。

- a. 運営業務の遂行において、担当する業務に必要となる資格(許可、登録、認定等)及び資格者を有すること。
- b. 会津若松市の入札参加資格者名簿(一般委託)に登載されていること。
- c. 平成 28 年度から資格審査書類の提出日までの間に、公共施設の 2 年以上の運営業務の実績(元請に限る)を有すること。なお、ここでいう運営業務とは要求水準書(案)に示す運営業務の種類のうち、複数の業務を同時に実施するなど総合的な運営業務をいう。

(ク) 上記以外の構成企業

- a. 会津若松市の入札参加資格者名簿登載企業であること。

(3) 市の競争入札参加資格を有さない者の参加

本事業へ応募するためには、原則として応募者を構成する全ての者が市の競争入札参加資格を有する必要がある。市では、新規の入札参加資格登録の受付と入札参加資格者名簿への登録を次のスケジュールで行っていることから、市の競争入札参加資格を有さない者が本事業への応募者を構成する者となっている場合は、当該手続きにより入札参加資格者名簿への登録を行うこと。

新規入札参加資格者名簿登録申請の受理期間	入札参加資格者名簿登録の時期
6 日から 20 日までに受理したもの	翌月 1 日登録
21 日から翌月 5 日までに受理したもの	翌月 15 日登録

(4) 参加資格の喪失

参加資格確認基準日は、資格審査書類の受付締切日とする。

参加資格の確認は、参加表明書の提出期限日とする。ただし、参加資格確認後、構成企業が参加資格要件を満たさなくなった場合は、当該応募者は参加資格を喪失するものとし、次の取扱いとする。なお、参加資格の喪失に対して、市は一切の費用負担を負わないものとする。また、本事業に関して不正な行為を行った場合の取扱いについては、基本契約に従うものとする。

ア 参加資格確認基準日から優先交渉権者決定前日までの間に参加資格を喪失した場合

原則として参加資格を取り消すものとするが、以下の場合においてはこの限りではない。

(ア) DBO 代表企業が資格要件を喪失した場合

参加資格を喪失した DBO 代表企業が担当する予定であった業務を、構成企業が代わり、かつ、構成企業の中から新たに DBO 代表企業を選定する場合に限り、提案書類を提出することができる。ただし、参加資格を喪失した当初の DBO 代表企業を応募者から除外しなければならない。

(イ) DBO 代表企業以外の構成企業が資格要件を喪失した場合

参加資格を喪失した構成企業が担当する予定であった業務を、別の構成企業が代わる場合は、当該優先交渉権者決定に影響はないものとして取扱うものとする。

また、参加資格を喪失した構成企業が担当する予定であった業務を、別の代わりの構成企業が応募者の中に存在しない場合は、新たに参加資格の確認を受けた上で、構成企業の追加を認め、当該優先交渉権者決定に影響はないものとして取扱うものとする。

イ 優先交渉権者決定日から基本契約締結日前日までの間に参加資格を喪失した場合

市は、その者に係る優先交渉権者決定を取り消すことができることとする。なお優先交渉権者決定を取り消した場合は、次点交渉権者を優先交渉権者として扱うことができることとする。この場合において、市は、優先交渉権者決定を取り消した応募者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

ただし、DBO 代表企業以外の構成企業が参加資格を欠くに至った場合で、参加資格を喪失した構成企業が担当する予定であった業務を、別の構成企業が代わる場合は、当該優先交渉権者決定に影響はないものとして取扱うものとする。

また、参加資格を喪失した構成企業が担当する予定であった業務を、別の代わりの構成企業が応募者の中に存在しない場合は、新たに参加資格の確認を受けた上で、構成企業の追加を認め、当該優先交渉権者決定に影響はないものとして取扱うものとする。

4 審査及び選定に関する事項

(1) 参加資格通知

市は、参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を応募者に通知する。

(2) 提案審査

委員会は公募型プロポーザル方式により、優先交渉権者決定基準に従い提案書類の審査を行う。

(3) 評価事項

評価事項は、募集要項等の公表時に優先交渉権者決定基準として提示する。

(4) 審査結果

市は、審査結果に基づき、優先交渉権者及び次点交渉権者の決定を行い、審査結果は市ホームページにおいて公表する。

5 提案書類の取扱い

(1) 著作権

本事業に関する提出書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業の実施にあたって公表等が必要と認められるときは、市は事業提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった事業提案については、本事業の審査に関する公表以外には使用しないものとし、提出書類は返却しないものとする。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負うものとする。これによって市が損失又は損害を被った場合には、当該応募者は市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 責任分担に関する基本的な考え方

本事業においては、最もリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方に基づき、市と事業者が適正にリスクを分担することを基本とする。

したがって、本事業の各業務にかかるリスクについては、基本的に事業者が負うものとし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市がその全て又は一部を負うこととする。

2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び市と事業者の責任分担は、原則として「別紙4 リスク分担表」のとおりとする。責任分担の程度や具体的な内容については、募集公告等において示し、詳細については契約書等に定めるものとする。

3 市による事業の実施状況の監視(モニタリング)

市は、要求水準書で定めた要求水準を事業者が遵守していることを確認するため、本事業の実施状況についてモニタリングを行う。モニタリングに必要な費用は原則として市が負担することとするが、事業者自らが実施するモニタリングに係る費用や市が実施するモニタリングに必要な書類の整備等については、事業者の責任及び費用負担により行うこととする。

モニタリング方法等の詳細については、募集要項等において明らかにする。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 敷地条件

本施設の敷地条件は、要求水準書(案)に示すとおりである。

2 整備対象施設の概要

本施設の要件は、要求水準書(案)に示すとおりである。

3 都市計画決定

市は、基本契約の締結までに建築基準法第 51 条に基づく都市計画審議会に諮ったうえで、都市計画の変更を行う予定である。

なお、同審議会において、本計画での都市計画の変更が認められない場合には、市は優先交渉権者と基本契約を締結しない。

第5 契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 基本的な考え方

契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合は、契約に規定する具体的措置に従うものとする。

2 管轄裁判所の指定

契約に関する紛争については、福島地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業の継続が困難となった場合の基本的な考え方

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、契約で定める事由ごとに、市及び事業者の責任に応じて必要な修復その他の措置を講じるものとする。

2 事業の継続が困難となった場合における措置

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

事業者の提供するサービスが要求水準書等で定める市の要求水準を下回る場合、その他契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行もしくはその懸念が生じた場合、市は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができるものとする。事業者が当該期間内に改善することができなかった場合は、市は契約を解除することができる。

また、事業者の財務状況が著しく悪化したこと、その他契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により、事業の継続的履行が困難と合意的に考えられる場合、市は契約を解除することができる。

契約解除に至る事由及び賠償措置については募集要項等に規定する。

(2) 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は契約を解除することができる。契約解除に至る事由及び賠償措置については、募集要項等に規定する。

(3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力、その他市又は事業者のいずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合、市と事業者は事業継続の可否について協議を行う。

一定期間内に協議が整わない場合は、事前に書面による通知を行うことにより、市及び事業者は契約を解除することができる。

契約が解除される場合に生じる損害についての賠償措置は、募集要項等に規定する。

第7 法制上及び税制上の措置に関する事項

1 法制上及び税制上の措置

事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、改正された法律等によることとする。

2 財政上及び金融上の支援

事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を事業者が受けることができるよう努めるものとする。

3 その他の支援に関する事項

市は事業者が事業実施に必要な許認可等の取得に関し、必要な協力をを行う。また、法改正等により、その他支援が適用される可能性がある場合には、市は事業者と協議を行う。

第8 その他事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

市は事業実施に係る債務負担行為の設定に関する議案を令和 8 年に開催される市議会の 6 月定例会議に提出する予定である。また、事業契約のうち「設計・建設工事請負契約」に関する議決については、令和 9 年に開催される市議会の 6 月定例会議に提出する予定である。

2 指定管理者の指定

市は、市議会の議決を得て、公共施設等を地方自治法第 244 条の規定による公の施設とし、運営事業者を同法第 244 条の 2 第 3 項の規定による指定管理者として指定する予定である。

3 応募に伴う費用

応募に係る費用は、全て応募者の負担とする。

4 本事業において使用する言語

本事業において使用する言語は日本語、単位は計量法(平成 4 年法律第 51 号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

5 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、市ウェブサイトを通じて適宜行う。

6 本事業に関する問い合わせ先

会津若松市 市民部 市民課 総務グループ

〒965-8601 福島県会津若松市東栄町3番 46 号

電話:0242-39-1229 FAX:0242-28-4579

E-mail:simin@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp